

議案第46号

久喜市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正する条例

久喜市選挙長等の費用弁償条例(平成22年久喜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「1回の選挙」を「1日」に、「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市選挙長等の費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。